審査請求人

処 分 庁

福祉事務所長

上記審査請求人(以下「請求人」という。)から平成25年11月28日付けで提起された上記処分庁の生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく生活保護変更決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主

処分庁の請求人に対する生活保護変更決定処分を取り消す。

事 実

処分庁は、平成25年9月24日付けで保護の変更の時期を同年 月日日とする保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)を行い、同年9月24日に請求人に通知した。

請求人は、本件処分を不服として、法第64条の規定により、茨城県知事に対し審 査請求に及んだものである。

理 由

第1 請求人の主張

請求人は,本件処分の取消しを求め,その理由としておおむね次のとおり主張した。

- 1 平成 年 月,請求人の は, より, 万円の奨学金の給付を認められた。しかし, 福祉事務所は, 当該奨学金の給付奨学生募集要項上,給付の決定により生業(一時)扶助が相殺 される旨の記載がないにもかかわらず,当該奨学金の給付を理由に生業(一時) 扶助を削除する決定をした。
- 2 請求人は、 が奨学金により更に学業に励むことができるようになって、生活保護の連鎖を食い止めることができればとの思いから応募したものであり、生業 (一時) 扶助の給付を再開して欲しい。

第2 処分庁の弁明

処分庁は,本件処分には違法性がないとし,その理由としておおむね次のとおり

主張した。

- 1 請求人の 新平成 年 月に高校に入学する際,請求人に生業扶助として,高等学校等就学費の入学準備金 円を支給するとともに,「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7の問81を踏まえ,高等学校等就学費の基本額(月額5,300円)及び学習支援費(月額5,010円)の 月分((5,300円+5,010円)× 月三 田田円)を一括して支給した。
- 2 請求人の が給付奨学生に該当することとなり, 平成 年 月 日に奨 学金 円を受け取った旨の報告が同年 月 日に請求人からあっ た。
- 3 高等学校等就学費の基本額には、就学に当たり最小限度必要な学用品、通学用品、教科外活動費等を含むとされている。また、高校で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額については、収入として認定しないとされている(「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の3(3)ク)。

しかし,請求人が,処分庁の職員とのやり取りの際に,上記2の奨学金の用途として主張していた自宅学習のための通信教育費や模擬試験の受験料などは,「高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって,その者の就学のために必要な最小限度の額」には当たらないと判断した。

- 4 以上のことを踏まえ、上記2の奨学金 円については、そのうち 円 (上記1の生業扶助に係る高等学校等就学費の基本額及び学習支援費の 月分と同額である。)を収入から控除する一方、残りの 円 を収入として認定し、平成 年 月以降月ごとに生業扶助として支給する予定であった請求人の に係る高等学校等就学費の基本額(月額5、300円)及び学習支援費(月額5、010円)の合計である月額10、310円に充当することとした上で、本件処分を行ったものである。
- 5 なお、上記2の奨学金は「経済的理由により修学が困難な高校生」が対象とされているから、あくまで高校への普通就学を支援するものであるし、また、請求人は上記2の奨学金の募集要項には生業扶助と相殺される旨の記載がなかった旨主張しているが、当該記載の有無は本件処分に影響を与えるものではない。



請求人は、上記処分庁の弁明に対し、おおむね次のとおり主張した。

奨学金は、学資の乏しい学生の勉学奨励を目的として支給されるものであり、収入と見るのは酷である。学校での勉学を深く理解するための参考書・問題集を買うための奨学金まで収入として捉えると、教育を受けるチャンスや伸びようとする芽を潰してしまうこととなる。

したがって、奨学金を収入と捉えるべきではない。

第4 審査庁の事実認定及び判断

- 1 審査庁の事実認定
 - (1) 平成 年 月 日 日 , 処分庁は、請求人の世帯に対し、法に基づく保護を 開始した。

 - (3) 平成 年 月 日付けで、処分庁は、請求人に対し、保護の変更の時期を同年 月 日とし、生業扶助として請求人の に係る高等学校等就学費の 基本額月額5,300円及び学習支援費月額5,010円の合計額10,310円を支給する等の保護の変更の決定の通知をした。

 - (5) 平成 年 月 日付けで、処分庁は、請求人に対し、保護の変更の時期を同年 月 日とし、生業扶助として請求人の に係る高等学校等就学費の 基本額月額5,300円及び学習支援費月額5,010円の合計額10,310円を支給する等の保護の変更の決定の通知をした。
 - (6) 平成25年9月24日付けで、処分庁は、請求人のに係る奨学金円を受け取った旨の請求人からの口頭での報告を踏まえ、請求人に対し、保護の変更の時期を同年 月 日とし、生業扶助として請求人のに係る高等学校等就学費の通学交通費 円のみを支給し、前月まで生業扶助として支給していた請求人のに係る高等学校等就学費の基本額月額5、300円及び学習支援費月額5、010円の合計額10、310円を支給しない旨の本件処分の通知をした。
- 2 審査庁の判断



(1) 法第4条第1項において、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法第8条第1項において、保護は、厚生労働大臣の定める基準により 測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たす ことのできない不足分を補う程度において行うものとするとされ、また、同条 第2項において、厚生労働大臣の定める基準は、要保護者の年齢別、性別、世 帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限 度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないもので なければならないとされている。そして、法第8条第1項に規定する厚生労働 大臣の定める基準として、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月 1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)が定められている。

(2) 次官通知第8においては、被保護者の収入の認定について定められている一方、次官通知第8の3(3)クにおいては、高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、保護の基準別表第7の生業扶助基準の基準額の表に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額については、収入として認定しない旨定められている。

また,次官通知第10においては,保護の要否及び程度について,当該世帯につき認定した最低生活費と,次官通知第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定する旨定めている。すなわち,保護の基準に基づき算定した最低生活費の月額から収入充当額を差し引いた額が保護費として支給されるのである。

さらに、課長通知第8の問60においては、恵与金等の収入が、高等学校等 就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれ ない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額に充てられる場 合については、高等学校等就学費を基準額どおり計上するが、恵与金等の収入 を当該経費に充てた上で、なお余剰金が生じた場合については、当該余剰金は 収入充当順位に関係なく高等学校等就学費に充当することとし、高等学校等就 学費の基準額と当該余剰金の差額を保護費の高等学校等就学費として計上す る旨定められている。

(3) これらの規定を本件についてみるに、上記第2の2の奨学金 円は課長通知第8の問60の「恵与金等の収入」に当たるものの、請求人主張 の「参考書や問題集」等がどのようなもので、どのくらいの費用を要するもの であるかなどが明確ではなく、「高等学校等就学費の支給対象とならない経費 及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学の ために必要な最小限度の額」について判断することはできない。

なお,請求人は上記第2の2の奨学金の募集要項には生業扶助と相殺される 旨の記載がなかった旨主張しているが,当該記載の有無は本件処分に影響を与 えるものではなく、請求人の主張には理由がない。

(4) 以上のとおりであるから、本件審査請求には理由がある。 よって、主文のとおり裁決する。

平成26年3月12日

茨城県知事 橋 本



